

令和4年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年1月27日（木） 午前9時00分～10時50分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、棚町主査、中村主任

議事録署名委員（2番 外菌 健藏 委員・3番 西 美香 委員）

○ 議事日程 議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第1号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第4 議案第3号 農地法第4条事業計画変更に係る申請（1件）について

日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第6 議案第5号 非農地証明願（9件）について

日程第7 議案第6号 農用地利用集積計画案について（新規6件）

日程第8 議案第7号 農用地利用集積計画案・一括方式（35件）について（新規35件）

日程第9 議案第8号 耕作放棄地に係る非農地判断について

日程第10 議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第1回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。

始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第1回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、会次第に従いまして、進行してまいります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、2番 外菌健藏委員、3番 西美香委員にお願いします。よろしくお願いします。それでは議事に入ります。まず、日程第1 報告議案第1号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第1 報告議案第1号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。1ページをお開きください。耕作しているということでの取

り消しが5筆ございます。平江〇〇は、果樹を植えてありました。野元〇〇は、果樹と野菜を植えています。野元〇〇は、収穫は終わっておりますが、田を耕作した状況を確認してございます。野元〇〇は、梅を植えてありました。野元〇〇は、A分類で管理をしてあるところを確認してまいりました。以上、この5筆について、非農地判断の取り消しをお願いするものでございます。

議長

はい、ただ今事務局の方から説明がありました。農地利用状況調査は、今年度の7、8月に調査に行って、11月の総会で非農地判断として決定をしたところなんですが、その後耕作の状態にあるということで、今回取り消しをしたいということなんですが、利用状況調査を担当された委員の方、コメントがありましたら説明をしてください。

外蘭委員

はい、2番目と3番目のところは、実際私の方で地図の落とし込みの時に場所を間違ったところです。1番目のところは、周りがほとんど竹やぶで、なかなかそこまで行けなかつたところがあつて、実際は確認しましたら、果樹を植えてありました。4番目の梅についても、写真ではきれいに刈り取りはしてあるんですが、実際にはこういうきれいな状態ではなかつたんです。梅の木を、普通の木のつもりで見てしました。5番目も、近々に払っていただいたような感じの所でした。大変申し訳なく思います。見落としをしてしまいました。今回野平は、耕作の部分については、最後に見直しをして筆数的にはこのように多くなつたんですが、若干見落としがあったのかなと思って反省しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。今、利用状況調査を担当された外蘭委員から、利用状況調査の時点の状況やら、現時点の状況との相違について説明がありました。何か皆さんの方からご質問ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第1号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、今回は5筆でございますが、これについては非農地判断を取り消して、今後は農地として取り扱うことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第1号耕

作放棄地に係る非農地判断の取り消し、今回5筆につきましては、非農地判断を取り消して、今後は農地として取り扱うことに決定いたしました。ありがとうございます。続きまして日程第2議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、今回の申請は2件なんですが、No.1の許可申請につきましては、後程出でます日程第4議案第3号農地法第4条事業計画変更に係る申請及び日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1と関連がありますので、今回この2ページのNo.1だけを切り離して先に審議をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、No.1だけを切り離して審議をしたいと思います。それでは、2ページのNo.1、それから日程第4議案第3号農地法第4条事業計画変更、それから日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。

2ページをご覧ください。No.1についてご説明申し上げます。借人が、貸人の所有する農地の区分地上権設定を行い、営農型発電設備を設置したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。今回の申請は、平成31年1月に提出された〇〇の4条申請の関連になります。当初は、〇〇の設置する営農型発電設備の農地法第4条での許可申請が提出されたため、区分地上権設定は必要ありませんでした。4条の許可が出る前に経済産業省へ事業主の変更申請を平成31年2月に申請して認定を受けていたことが、間もなく3年目の更新申請の手続きにあたり、農業委員会へ行政書士から連絡があったことにより最近発覚しました。今回あらためて4条の事業計画変更と、5条許可申請を提出するにあたり、3条申請の区分地上権設定が必要になりました。区分地上権設定契約書も添付されています。太陽光パネルは、地上2.2mから3.5mに設置されます。貸人は、現在もこの設備の下の農地を耕作しておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

4条の事業計画変更、それから5条の許可申請を合わせて説明してください。

中村主任

日程第4議案第3号農地法第4条事業計画変更に係る申請1件につ

いてでございます。10 ページ、11 ページをお開きください。また、日程第 5 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、12 ページ、13 ページをお開きください。営農型太陽光発電についての申請でございます。どちらも内容は同じでありますので、同時に説明させていただきます。先程、3条の方で若干説明をいたしましたとおり、平成 31 年 3 月 25 日付け指令農振第 4 号 138 で農地法第 4 条の規定により許可を受けた転用申請を変更したいための申請であります。当初は、太陽光発電事業ではあるが、自己所有する土地を転用申請し、個人で維持管理できると判断したため、農地法第 4 条第 1 項の規定により転用計画を施したところでございますが、機器の点検や経済産業省への報告業務等多岐にわたることがわかり、会社の経営計画を変更し、営農型太陽光発電に関する組織体制の事業主を法人に変更するべきと判断し、事業承継者を○○に変更して事業継承しようとするものであります。経済産業省へ申請済で、変更認定申請は平成 31 年 2 月 14 日付けで認定済であります。さらに、営農型太陽光発電施設の下部での栽培は、当初はしいたけ栽培で申請しておりましたが、河川の増水で 1m50cm ほどの浸水があったために、ヒサカキの栽培に事業計画変更が提出され、令和 2 年 12 月 3 日付け い串農委第 7-1 号で変更承認しております。令和 3 年 12 月 1 日付けで、いちき串木野市農業委員会会长宛てに始末書が提出されております。農地法第 4 条事業計画変更に係る申請及び農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、先程日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての No.1 で調査委員をお願いした【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしております。この件は、3 年間の一時転用の申請でございますので、令和 4 年 3 月 24 日までの一時転用になります。継続される場合は、あらためて転用申請が必要になります。この関係で、県に上げるために 11 月の末から○○の担当者と書類を確認したところ、別な申請を経済産業省へ提出していたことがわかって、慌てたところでございます。鹿児島県農政部農村振興課農地管理調整係と打ち合わせをして、今回の申請を提出していただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長

はい、それでは、現地調査の報告を一括してお願ひします。

樋ノ口委員

7 番樋ノ口です。今事務局の方から説明があったとおり、ほとんどが書類関係の手続きでありますので、現地としては以前と変わっていない状況です。簡単に申し上げていきたいと思います。日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明があったとおり、個人が経営しておられたものを、会社経営にしてあるということです。その内容としては、先程あったとおり、点検や維持管理、専門的な知識、報告などの多岐にわたる業務があるということを痛感されて、個人から法人へ移行するというものです。営農型発電

設備の地上権の設定です。

農地法第4条の規定は 10~11 ページをご覧ください。これも事務局から説明がありましたが、営農型発電施設は会社が運営し、下の営農は個人がしいたけからヒサカキに栽培を変更してありますということです。今回は、支柱のコンクリート面積が間違っていましたということで、変更もされております。面積が全体では 908 m²あるんですが、このうちの 8.0864 m²だったものを、今度は 8.375 m²になりましたということです。営農部分は個人でされているとのことです、上の発電施設は会社が行うということです。見たところ、枯れた木は植え替えされていました。時に手入れをされているんだなと見てきました。作業通路として 1.5m ほど間隔をとっています。周辺は田や水路ですが、緑地帯を設けて緩衝地としますということです。被害防除計画書をはじめ、始末書等多数の書類を提出されています。

農地法第5条第1項の規定による許可申請については、今後自然エネルギーとして活用していくたいということです。営農型発電施設のための一時的転用です。3年間ということですが、更新の時期が迫っているという状況です。事業計画変更によって、ヒサカキを植え付けられています。ヒサカキは、日照にはあまり関係ないということです。支柱高は最低地上高 2.2m、最高 3.15m で設置されているということです。管理や収穫用に 1.5m の通路を確保できているとのことです。ヒサカキは、6~7m の大きな木になるんですが、早めに切り取り、ニオイヒバみたいにもつていいきたいということです。周囲は東が田、西が農道、南が田、北が水路です。提出書類は、事業計画や営農計画書等提出されています。書類や現地との見聞をしたところ、問題ないと見てています。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明と現地調査の報告がありました。現状は全然以前と変わっていなくて、書類上だけの変更の手続きということでございますので、ご理解ください。皆様の方から何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員

議長、よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

久木山委員

3月 25 日で、一時転用の3年の期限が切れるんですが、この一時転用はずっと3年おきにくるのか、その都度上がってくるのですか。

議長

事務局お願いします。

- 中村主任 はい、今のご質問についてですが、借人が認定農業者等の法人ではございませんので、〇〇は、定款にはうたってありますけれども、農業を生業とする法人ではないので、3年ごとに毎回一時転用を行っていただことになります。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 久木山委員 そうすると、3年目がくれば、また現場を見ないといけないということになりますね。
- 中村主任 見ていただくことになります。営農型という下で農業をやっているという、この中の収穫については、大変厳しいものがございます。申請人は、収穫高が80%以上の収穫でなくてはならないということで、荒廃農地であれば、80%を切ってもやむを得ないところもあると、その数量を明確に毎年報告する義務がございます。2月の終わりには必ず経済産業省への報告もしなくてはなりませんので、農業委員の皆さんに見ていただいて、的確にチェックをしていただけたらと思います。〇〇にも伝えてあります。
- 久木山委員 議長、もう1件。
- 議長 はい、どうぞ。
- 久木山委員 その、下の営農型ですが、この販売とか、そういうのも報告する義務があるんですか。
- 中村主任 はい。
- 議長 はい、どうぞ。
- 中村主任 それについても、報告する義務がございます。販売は、〇〇もしくは〇〇でも販売ができるということです。
- 久木山委員 ありがとうございます。
- 議長 もう、3年目ですので、2回は報告をしてありますけど、まだ、当初しいたけでは、原木の状態で現物の生産はできていないという報告が以前あったと思います。今回、ヒサカキの分が初めて生産販売の報告があるんじゃないかなと思います。

中村主任 はい、すいません。今回の報告ですが、まだ、売り物にならないということです。

議長 来年からは、ちゃんとした報告が出てくるんでしょう。

中村主任 あの、〇〇の分は、しいたけを植えてございます。あそこは、今年うまくいけば収穫して売り物になるかもしれないということです。2年目でも収穫があった場合には報告をしなさいとなっております。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

西委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

西委員 あの、これは3年ごとの更新なんですけれど、何年か後に更新できないということになったらどうなりますか。作れないとか。そういうことは、起こりうるんですか。

議長 事務局お願いします。

中村主任 太陽光発電のなす農業ということになりますので、両方ともできなくなったり場合には、中止命令を打たなくてはならない場合もあるそうです。ただ、できる間は、必ず報告をしなさいとなっております。80%の収量が見込めない状況になれば、農業委員会の方から通告をしなくてはならないというのが、営農型の条件になっております。もし、取れなかった場合には、こういう理由でだめだったと報告できるように、管理をちゃんとしてくださいと指示をしてございます。

議長 いいですか。

西委員 営農の方は個人でされているということなので、もしこの先その個人の方が農業をできないということになった場合にどうなるのかと疑問に思ったところです。

中村主任 はい、それも事業計画変更がありますので、誰にするか事業承継者を決めていただければ、承継することができます。ただ、何回もはできないので、そのへんは的確に判断をしていかなくてはならないです。

議長 よろしいですか。

西委員 そこがうまくいくのか心配だったものですから。結局農振農用地ですから、太陽光だけでは存在できないはずなんですよね。だから、その先のことが心配だったので、言ってみました。

中村主任 太陽光につきましても、あくまで目標は 20 年でございますので、1 回申請をして、6 回は更新をしないといけないことになります。その後は、撤去するための経費も最初で申告してありますので、その分のお金をキープしておかないといけない。野放しにしておいてはダメですよということも事業者には伝えてあります。

議長 よろしいでしょうか。太陽光発電をするからには、下で何か営農を続けなくてはならないという条件でやっているものですから、途中でやめるということはできません。だから、後をしてくれる人を見つけてきて、継続させることになると思います。いいですか。他にご質疑ございませんか。特にないようですので、今 3 つの議案を関連がございますので、一括してお諮りします。日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 及び、日程第 4 議案第 3 号農地法第 4 条事業計画変更に係る申請並びに日程第 5 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 及び、日程第 4 議案第 3 号農地法第 4 条事業計画変更に係る申請並びに日程第 5 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。ありがとうございます。それではまた、日程第 2 に戻ります。日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.2 についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 はじめに、議案書の訂正をお願いします。4 ページをお願いします。地図の部分です。申請地の上の地番が○○田と○○田になっておりますが、どちらも道に訂正をお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。県外に居住する譲渡人の姪から、地元に居住する譲受人である叔父へ所有する農地を無償で譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今まで相対でこの農地を親戚と一緒に耕作しておら

れました。調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。日程第2議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、1月22日（土）9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので、報告をいたします。資料は4、5ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地であります。受人は20a以上の耕作者であり、申請地は渡人の自作地ではない。現在受人が耕作されています。労働力状況は通常2人です。農機具保有状況はトラクター、ハーベスター、田植機、動力噴霧器等保有されています。申請地取得後の営農計画は、水稻や野菜等の営農計画書が添付されています。耕作意欲も大いにあります。自宅からの通作距離は約0.7kmです。以上、何ら問題はないと見てきました。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。ただ今、事務局の説明、現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第2議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第2議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2については、申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。続きまして日程第3議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は2件ですので、事務局の説明、現地調査の報告を終わった後に質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第3議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。今回は2件の申請であります。

6ページ、7ページをお開きください。No.1について説明いたします。平成25年頃、○○から、駐車場が不足しているので、駐車場として貸してほしい

と申し出があつたため、申請地を整地し賃貸しております。農地法を良く理解せずに、申請が遅れたことに対しまして申し訳ございませんとの始末書を提出しております。3筆で2箇所になっております。3筆の総面積は 545 m²であります。現在の所有者は、大阪府に居住されております。照島〇〇で8台程、照島〇〇と〇〇で 1 か所となっている箇所で 18 台程の駐車場となっております。なお、駐車場は造成済なので資金調達は不要です。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を福菌委員、【副】を外菌委員にお願いしてございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員

5 番福菌です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請No.1 についての調査報告をいたします。1月 21 日行政書士立会いのもと、外菌委員と調査いたしました。資料の 6、7 ページをご覧ください。申請人は、平成 25 年頃〇〇から、駐車場が不足し苦慮しているので、駐車場として貸してほしいとの相談があり、本申請地を整備し、貸し出しています。今回追認的に許可を得るための申請です。なお、始末書が添付されています。駐車台数は、照島〇〇と〇〇で 18 台、照島〇〇 の土地は8台になります。雨水排水は自然流下と道路側溝に放流しています。照島〇〇と〇〇の土地は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は畑です。照島〇〇の土地は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。隣接する農地には、駐車場のため日照、通風等の支障はありません。何ら問題はないと思ってまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

8ページ、9 ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。麓土地区画整理事業区域内にある農地であります。平成 27 年 9 月 25 日付け許可を受けている土地であります。上名〇〇の一部 309 m²うち 164 m²街区番号〇〇と宅地上名〇〇街区番号〇〇308 m²及び宅地上名〇〇街区番号〇〇27 m²と合計 499 m²で一体利用し一般住宅を建築済でございます。今回申請の土地を宅地拡張し、既に許可済の宅地と合わせて、自宅と庭との一体利用として活用したいための申請であります。なお、上名〇〇の 309 m²のうち 119 m²実測 102 m²街区番号〇〇を加えて総面積 601 m²としたいためであります。既に、一体利用となっており、始末書兼理由書を提出しております。第3種農地 第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を久木山委員、【副】を川畠委員にお願いしてあります。

す。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。1月 24 日（月）午前 9 時より、代理人の行政書士、川畠委員と 3 名で農地転用実態調査をしました。申請地については、8 ページ、9 ページを参照してください。今回の申請地は、自宅敷地を拡張したいための申請であり、農地区分は第 3 種農地で第 1 種低層住居専用地域内にある農地であります。この土地は麓土地区画整理事業の一角で、申請人の土地全部を集積し、平成 27 年に住宅を建築し、その後隣接の土地、地目は田を許可なく宅地拡張して、自宅及び庭の一体利用工事を行い、現在に至っています。今回最終区画整理事業に伴う測量経過を踏まえて、既存住宅の面積を含めると 500 m²を超えることが判明しました。また、○○の南側隣接地との間にブロック積みしてあり、現状回復するには、多大な経費負担が発生するためには、現在のままの状態で使用したいための申請であります。今後は違反転用がないよう始末書兼理由書も添付されています。また、隣接の○○は申請人の土地であります。調査したところ、総面積が 601 m²になりますが、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、それでは、今 2 件につきまして、事務局の説明、そして現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。まず、No. 1について何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ちなみに、私の方から説明しますが、これは元々は違反転用事案ですね、利用状況調査で、違反転用ということが判明して、指導した案件でありますて、まだ 20 年は経っていないということで今回 4 条の許可申請に至ったところでございます。それで、始末書も付いております。それでは、No. 2 について何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問です。当初は 500 m²にならないように、499 m²で許可を得ているんですけど、施工の段階で一体的に広げてしまったということですが、そこらあたりは計画的なことではなくて、やむをえず広げてしまったということで理解していいですか。

久木山委員

そうですね、実際行ってみて、元が道路より下だったです。今の 102 m²は、そこより上だったんです。道路の高さにもってきいたらそこが一対になったということで、土地が全部申請人の土地だということ

で、農地ということが全然頭の中に入っていたいなかったということで、そのため宅地と庭を作られて、今回都市建設課の最後の測量で、その102 m²が田んぼということで、今回始末書を付けて申告をされました。これを壊すためには、門柱も全部壊さないといけないです。莫大な資金が必要ということです。以上でございます。

議長

はい、そういうことのようでございます。他にご質疑ございませんか。特にご質疑ないようですので、一括してお諮りします。日程第3議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請、今回は2件です。この2件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請2件につきましては、申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第4は飛ばしまして、日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2についてを議題といたします。残りは1件ですので、現地調査の報告があった後に質疑に入りたいと思います。それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2についてご説明いたします。その前に、20日の事前検討会の中で、疑義があり、県の農村振興課農地管理調整係の方へ問い合わせをしてあります。この14ページの中で、転用目的の中に修正を書くべきだということになりました。議案に宅地造成と記載してございますが、実際譲受人は、自動車関係の仕事をされておりますが、自動車展示場の店舗用地の造成になるのではないかと、県の方から指導を受けております。譲受人は既に家を持っておりますので、宅地建物取引業者ではないため、この土地を宅地造成で申請することは非常に難しいことから、自動車展示場の店舗用地として使うということです。第3種農地、第1種中高層住居専用地域にある農地であります。宅地用の造成の転用は、誤りです。転用目的は、申請地を自動車展示場の店舗用地の造成をするためです。面積は283 m²です。調査委員は、【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.2について報告します。1月24日（月）代理人立会いのもと、木場委員と3名で調査を行いました。場所は、14、15ページをご覧ください。

譲受人は、申請地を取得し展示場用地として造成したいとのことです。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、現在耕作はされていません。東側は田、西側と南側は畠、北は市道です。0.2m程盛り土を行い、周囲には2～5段のブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。雨水等は北側道路に設置されている側溝に水路放流する計画です。資金は自己資金で、残高証明書が添付されております。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、残高証明書等書類も添付されております。私どもの調査では問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。宅地造成ということで、将来的には、車のショールーム付の展示場を建築するということのようござります。何かご質疑ございませんか。

久木山委員 ちょっとといいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 昨年も、1箇所展示場という形で申請をされまして、その現場はもう展示場になっているわけで、店舗から離れてますよね、意味はわかるんですが、稼働はできるのかなと思って、お聞きしたいです。以上です。

議長 はい、事務局お願いします。

中村主任 はい、そこについては、令和2年8月4日付 い串農委第5-24号で許可のあった案件だと思います。○○の近くに車の展示場を作りたいという申請がありましたら、申請の最中に車置場にしたいということで、まだ現場に車は入っておりません。ブロックを積まれて、車を置ける状態にはなっているそうです。都市建設課の管理する水路の上の乗り入れ口の工事がまだ済んでいないようで、今調整中でございますということです。1年を経過しておりますので、できるだけ早いうちに仕上げるようにしていただきたいと思います。そこを車置場にして、今回の申請地を店舗付きの車の展示場にしたいという説明を代理人から受けております。以上です。

議長 今の説明でいいですか。

久木山委員 展示をするという説明はわかるんですが、奥に入っていて、それだけの利用度があるのかなと思います。〇〇の所もこの前見に行ったんですが、入り口にやっと橋が架かっていますので、1年経っていますので、農業委員会総会で承認をしている以上は、それなりの利用をしてもらいたいです。ただ土地を求めればいいという問題じゃないと思うんです。上がってきた以上は、その活用をしていただかないと何にもならないと思います。それだけです。

川畠委員 よろしいですか。

議長 はい。

川畠委員 展示場ということですが、何十台展示されるんですか。あそこは、国道からも入っているし、今の状況を見ると、クヌギ等を切って、造成しないといけないです。あそこは宅地なんですよね。一回総会を通過すると、後の利用目的は農業委員会としてはどうしても、手を出せない所がありますので、そこらへんを慎重にしないといけないのかなと思っています。1年前の許可の分についても、造成中ということですが、本当に展示場にするんだったら、1年もかかって展示場を作ることはないと想いますので、そういうのは、もう少し早めの作業をしていただくようにしていただかないと、1年、2年経ちてくると、車は一旦入れたけど、もうすぐいなくなっているとかいう状況がないようにお願いしたいと思います。位置図から見ても、場所から見ても、お客様が出入りしたり、目につくような場所ではないと思います。

中村主任 はい、それについては確認をしてから回答をさせてください。

議長 その、今の段階でいつ頃ショールームを作るという予定が立っているんですか。

中村主任 まだいつ頃の予定かは聞いていません。作りたいということで、土地を取得したいということです。

議長 他にご質疑ございませんか。木場委員も、いいですか。現地調査をされましたか、特にありませんか。

木場委員 今朝聞いたものですから。私たち、宅地造成で調査をしました。今朝中村主任から、県の方からそういう指示がありましたという報告を

聞きました。

久木山委員

家を持っている人は、宅地造成は、宅建を持っていないとできないですよね。

木場委員

私たちの勉強不足でした。

議長

1種とか2種とかは宅地造成の転用許可はできないんですけど、第3種農地ということで、宅地造成だけでもいいことになっているんですが、具体的にいつ、何を建てるという目途がないとですね、それを合わせての一体許可になりますので。

木場委員

許可が出次第、2月から3月にかけて造成をすることだけは聞いております。

議長

譲受人の話では、車のショールームを作るということでございますので、本人がそういう計画であれば、それを農業委員会で否定はできないということで、ですからもし許可になった後に、1年以内くらいにちゃんと物ができないと、また指導をしていかないといけないということになりますね。いつまで経ってもできないということになると、許可の取消しとかいう対応も出てくると思いますので。どうでしょうか、今日のところは、申請者の計画を全面的に信用して、許可をするということで。

久木山委員

申請はしていいですよ。ただ、1年前の場所もそのままだから、申請が上がってきた以上は、活用をしてもらわないと。そのための申請ですので。これもまた、会長が言われたように、1年以上何もしていなければ、指導ということになりますよね。せっかく皆さんと承認をするわけですので。

川畑委員

はい、いいですか。

議長

どうぞ。

川畑委員

1年以内という条件があります。我々はその間様子を見ますけど、条件的なものは相手さんには連絡されるんですか。

中村主任

原則的に、転用をかけた場合には1年内に完了することになっております。但し理由があれば、市町村はずっと追跡をしなければならない。転用申請を出した以上は、終わっているのが当たり前で、終

わっていないものがあれば、完了するまで追跡調査をしなくてはならない。実は、〇〇や〇〇で何年もかけてやっと最近完了したものもあります。今そういうものを調べ方なんですが、まだまだ沢山あるかもしません。

川畠委員

私が言うのはそこなんですよ。いっぱいあるから聞いたんですよ。そのへんの指導はちゃんとしていないと、許可をもらえばいいんだという人は、いるんですよ。許可を得た以上は、してもらわないといけないんじゃないですか。我々が農地を減らして調査をした意味もないです。農地を作る人がいないこともありますが、そこは追跡調査をするべきです。

中村主任

大きなものをリストアップして、県には報告をするようにしています。

議長

関連ですけど、今中村さんがおっしゃったものを1年に1回くらいは今の転用の許可申請を出した中で、完成したもの、未完成のものを報告をしていただければいいんじゃないのかなという感じがするんですけど、どうですか。

木場委員

あの、すいません、市来町時代は調査をした人が、1年内に完了しているか確認に行って、していない所は、資金調達が難しいとか書いてもらって報告をしていました。私の調査をした中で家を建てるというのが実際建っていないんですが、経過はどうなっているのかなと思っています。それと、今のこれが、家を建てるということと、宅地のための造成をするとは、一緒に考えないといけないですか。

中村主任

それが一番いいんですが、用途地域をうたってあると、書物には宅地造成だけで申請ができるとなっているんです。それからすれば、おおむね1年内に造成が終わったら家を作りなさいとなっています。それから先は、あまり言えないというところです。

久木山委員

麓地区で、宅地造成のところを見て回れば、既に家が建っています。ただ、高速道路の入り口のところが、もう2年になりますけれど、やっと工事が始まりました。上がってきたところを、私は見て回っているんですよ。今のところ違反は無いですね。何かの理由がない限りは全部建っていますね。

中村主任

麓はそうですね。中にはやっぱり計画通りにできていない所もあり

ます。農業委員会にある申請は、10年前のものまでしかないので。

議長

整理しますが、転用許可を出した分については、今後宅地造成の分を含めて、1年に1回は進捗状況を、総会の中で報告してもらうということでおろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、No.2についてお諮りします。日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2宅地造成については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2については、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。

次に日程第6議案第5号非農地証明願についてを議題とします。この非農地証明願については今回は9件ありますが、すべて違反転用指導事案で、既に農業委員が現地調査をしておりますので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明だけで審議をしたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

日程第6議案第5号非農地証明願についてであります。16ページ、17ページをお開きください。今回は9件の申請であります。

No.1は、申請人の亡き父が相続して駐車場にし、現在に至っている。申請地については、親族に管理をお願いしているが、農地としては、活用していない状況である。農地区分は第2種農地、鉄道の神村学園前駅から500m以内の農地です。

No.2については、申請人の祖父が死亡する前に家を建て、その後父が相続し住んでいたが、亡くなつてからは申請人が相続したものです。申請人が体調を壊され、平成19年に司法書士が成年後見人に選任されて現在に至っている。申請人の親族が住んでいる状況で、住居として利用されている。第2種農地、その他の農地でございます。

No.3は20年以上前から親族が家を建てて住んでいるが、申請人が相続して現在に至っているとのことであります。第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。

No.4は平成11年に自宅を建築し、農地としては活用していない。一部は市道から自宅への通路にもなっている。第2種農地、その他の農地でございます。

No.5は 27 年前に自宅を建築し、庭として使用して現在に至っている。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。

No.6は隣接する八房〇〇、地目宅地と一体化しており、自宅を建築し 20 年以上経過して現在に至っている。第2種農地、その他の農地でございます。

No.7は先ほど、4条の許可申請も出ておりましたが、20 年以上前に申請人の母が生前、駐車場として貸し出すために造成し、地目を変えることもなく、現在も車 1 台の駐車場として貸し出している。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。

No.8は、申請人は鹿児島の方に住んでいらっしゃいますが、20 年以上前から駐車場として利用し、現在に至る。隣接する〇〇の駐車場及び〇〇の駐車場として現在も活用している。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。

No.9は先ほど申し上げましたNo.2を見ていただけますか。〇〇が昭和 25 年に自宅を建てる際、申請地を譲り受けたものの登記変更をせずに、現在に至っている。現在申請地は、No.2で説明したように、川上〇〇、〇〇と一体として活用中で、〇〇の親族が住んでいる。所有者は逆瀬川さんで、名義を変えずに現在に至っている。第2種農地、その他の農地でございます。

議長

はい、ありがとうございます。以上 9 件について、事務局より説明がありました。本来ならば 1 件 1 件質疑をしないとならないのですが、時間もあまりないものですから、9 件について特にお気づきの点、ご質疑があれば出していただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第 6 議案第 5 号非農地証明願について、今回は 9 件、全て違反転用指導対象の件でございますが、申請のあったとおり、非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 6 議案第 5 号非農地証明願 9 件については、申請のとおり非農地証明書を発出することで決定いたしました。ありがとうございます。

次に進みます。日程第 7 議案第 6 号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

34 ページをお願いします。日程第 7 議案第 6 号 1 月分の農用地利

用集積計画書案は、6件6筆 7,468 m²で、全て新規の申請です。借人は所有している農地を全て耕作しておられる日置市の認定農業者です。お互いに顔見知りのため、貸借契約を簡単に済ませたいための、利用権設定でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただ今説明がありましたが、6件6筆と言いましたが、6件9筆です。

棚町主査 9筆でした、失礼しました。

議長 はい、借人は東市来の方で、焼酎用の芋なんかを主に作っておられる農家でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。本来ならば、中間管理事業での貸借をお願いしたいところなんですが、お互いが知り合い同士ということで、早めに処理をしたいということでございます。基盤強化法の農地利用集積計画でしたいということございます。ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。日程第7議案第6号農用地利用集積計画書案につきましては、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第7議案第6号農用地利用集積計画書案については、報告のあったとおりの内容で決定いたしました。続きまして、日程第8議案第7号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は○○委員と○○委員は退席していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○○委員、○○委員退席後 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 35から39ページをお願いします。日程第8議案第7号1月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、35件52筆 33,494 m²です。これは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作

しておられます。また、貸人の方で、（ ）書きの方は亡くなっています。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願ひします。

議長 ただ今事務局の説明がありました。全部で 52 筆 33,494 m²ということです。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑が無いようですので、お諮りします。日程第 8 議案第 7 号農用地利用集積計画案一括方式につきましては、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第 8 議案第 7 号農用地利用集積計画案一括方式については、申請のあったとおり決定することにいたします。お 2 人はまた席の方へお戻りください。

○○委員、○○委員着席後

議長 続きまして、日程第 9 議案第 8 号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第 9 議案第 8 号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。別添 2 筆については、令和 3 年度 1 月の非農地判断対象リストとして耕作放棄地の非農地判断において非農地と判断するものとします。

議長 あの、ここは別紙の差し替えをお願いしたいということで、今日配られたものをご覧ください。では、説明をお願いします。

中村主任 日程第 9 議案第 8 号耕作放棄地に係る非農地判断についてであります。様式第 1 号、農地非農地の判断対象地リスト 2 筆については、令和 3 年度 1 月の非農地判断対象として非農地と判断するものとします。

議長 はい、現地調査をされた方、補足の意見があれば述べてください。

西村委員 調査に行ったら、荒れていました。4 ページの 3 条申請の○○さんは、5 筆くらい荒れた所がありまして、この 2 筆だけは非農地ということで、3 筆くらいは草を刈ったりして、作れる状態にはすると言っておられますので、後々草刈りをしてあるか確認をしたいと思

ます。以上です。

議長 はい、何かご質疑ございませんか。

久木山委員 はい、この2筆につきましては、木が生えて対応できない部分がありますので、非農地という形でお願いしたいと思います。本人が草払いをするということで話がついておりますので、了解していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 よろしいですか、ここに非農地に上がっているもの以外にもあと3筆ほど管理する農地があるんですが、A判定で荒れているということなんですが、そこは山にならないように管理はしていくということの説明でした。特にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、お諮りします。日程第9議案第8号耕作放棄地に係る非農地判断について、今回は2筆、これについては、非農地ということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第9議案第8号耕作放棄地に係る非農地判断について、報告のあった2筆については、非農地ということで決定をいたしました。次に進みます。日程第10議案第9号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹 資料は41ページになります。日程第10議案第9号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてご説明申し上げます。次の42ページに最近の農業委員会の主な不祥事が載っておりますが、こういったことがないように、すべての農業委員会で法令などを遵守する申し合わせについて、決議を求めるものであり、昨年1月の農業委員会総会にて実施したもので、令和2年度以降、年1回以上実施するようとのことです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令などを遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。申し合わせについて読み上げます。

申し合わせ読み上げ

なお、信頼される農業委員会であるためにというパンフを配付していると思いますが、今回の議案に合わせて本日再度配付いたしました

ので、帰ってからでもお目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。今、事務局の方から説明がございました。別にパンフレットも添えて説明がありました。パンフレットの中身は、後で読んでいただきたいと思いますが、41 ページの申し合わせ決議について、本日の総会で決議することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 10 議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせにつきましては、41 ページの決議案のとおり、決議いたしました。(案)は消してください。決議されたということで、中身をよく理解して、いろいろ指摘がないように適正に、公正に運用していきたいと思います。

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• _____
• _____

